

## 第 19 号議案参考資料

### 議 案 名

桶川市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

埼玉県のみ未就学児を対象とした県内全域での一部負担金の窓口払廃止（現物給付）及び所得制限導入の見直しに伴い、市独自で未就学児以外の受給者も含めて現物給付を実施し、及び所得制限を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 字句の整理を行う。 (第 2 条関係)
- (2) 医療費の支給に際して所得制限を設けるとともに、字句の整理を行う。 (第 4 条関係)
- (3) 対象者を受給資格登録者として登録する規定及び受給資格の登録をしない場合に申請者に通知する規定を設けるとともに、字句の整理を行う。 (第 5 条関係)
- (4) (2)の改正に伴い、字句の整理を行う。 (第 6 条関係)
- (5) 埼玉県内の医療機関等で現物給付を実施できることとするとともに、字句の整理を行う。 (第 7 条関係)
- (6) 受給資格登録者の所得の状況について、市長への届出を義務とする規定を設けるとともに、字句の整理を行う。 (第 8 条関係)

#### 3 施行期日

公布の日